

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画主体	土佐町

## 土佐町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 高知県土佐町農畜林振興課  
所在地 高知県土佐郡土佐町土居 194 番地  
電話番号 0887-82-0484  
F A X 番号 0887-70-1333  
メールアドレス toast-41@town.tosa.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・ニホンザル・ニホンジカ・ノウサギ・カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス、ミヤマガラス）・ハト類（ドバト、キジバト）・ハクビシン、タヌキ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	高知県土佐町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	1.97ha 156.1万円
	いも類	0.05ha 1.0万円
	野菜・山菜	1.00ha 15.0万円
ニホンザル	野菜・山菜	1.50ha 67.1万円
	果樹	0.80ha 24.5万円
ニホンジカ	水稲	0.76ha 59.9万円
	野菜・山菜	0.17ha 5.7万円
ノウサギ	水稲	0.09ha 7.2万円
	野菜・山菜	0.10ha 1.5万円
	飼料作物	0.01ha 0.4万円
カラス類	果樹	0.03ha 2.0万円
	飼料作物	0.01ha 0.2万円
ハト類	果樹	0.09ha 8.0万円
	飼料作物	0.01ha 0.4万円
ハクビシン	果物	0.20ha 6.3万円
	野菜・山菜	0.55ha 5.0万円
タヌキ	果物	0.20ha 6.5万円
	野菜・山菜	0.72ha 10.2万円

(2) 被害の傾向

土佐町は中山間地域であり、特にイノシシ、ニホンザル、ニホンジカを中心に農作物等への被害が町内全域に広がっており、恒常的に発生している。

①イノシシ

イノシシによる被害は、3月～5月に水田への踏み込み、竹の子の食害、8月～10月に水田侵入による水稲の倒伏、芋類の食害が多く発生している。

②ニホンザル

ニホンザルによる被害は、年間を通して発生しており、柚子、竹の子、野菜類、芋類、椎茸、トウモロコシ等の食害が多くなっている。近年、目撃数が増加傾向にあり、町北部から中央部へ被害増加が見られる。

③ニホンジカ

シカによる特徴的な被害として、ゼンマイの食害、柚子、植林（杉・ヒノキ）等の剥皮被害、水稻等、被害作物は多岐にわたっている。

④ノウサギ

ノウサギによる被害は、年間を通じて被害が発生しており、特に飼料作物や、幼齢木への被害は深刻であり、ニホンジカ同様に若芽をかじられる被害が増加している。

⑤カラス類

カラスによる被害は春から秋にかけ発生しており、稲苗の踏み倒しや野菜の芽、トウモロコシ等の農作物被害だけでなく、果樹への食害も多くなっている。

⑥ハト類

キジバトによる被害は種まきの時期と夏期に集中して発生している。蒔いたばかりの種を食べたり、水稻の苗を踏み倒すなど、稲の生育に重大な影響を及ぼしている。

⑦ハクビシン

ハクビシンによる被害は野菜、果樹の収穫の時期、主に秋に集中するなど、近年、昼間でも畑の周囲で見かけるようになり数が増加してきている。

⑧タヌキ

タヌキによる被害はハクビシンと共に野菜、果樹の収穫の時期、主に秋に集中するなど、近年、昼間でも畑の周囲で見かけるようになり数が増加してきている。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）		目標値（令和8年度）	
イノシシ	3.02ha	172.1万円	2.11ha	120.4万円
ニホンザル	2.30ha	91.6万円	1.60ha	64.1万円
ニホンジカ	0.93ha	65.6万円	0.65ha	45.9万円
ノウサギ	0.20ha	9.1万円	0.13ha	6.3万円
カラス類	0.04ha	2.2万円	0.02ha	1.5万円
ハト類	0.10ha	8.4万円	0.07ha	5.8万円
ハクビシン	0.75ha	11.3万円	0.52ha	7.9万円
タヌキ	0.92ha	16.7万円	0.64ha	11.6万円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	捕獲等に関する取組	<b>【捕獲体制の整備】</b> ・地区猟友会へ有害鳥獣捕獲許可計画対象は全ての有害鳥獣

		<p>【その他捕獲に関する取組】</p> <p>ニホンザル 20,000 円</p> <p>イノシシ・ニホンジカ 10,000 円</p> <p>ノウサギ・カラス類・ハト類・タヌキ</p> <p>2,000 円</p> <p>ハクビシン 4,000 円</p> <p>の捕獲報償金制度を設け、捕獲促進に取り組んでいる。</p>
防護柵の設置等に関する取組	防護柵の設置等に関する取組	県助成事業を活用し電気柵等の防護柵購入に対し農林業者への助成を実施している。
生息環境管理その他取組	草刈りや耕作を促すこと、有害鳥獣の繁殖拡大を抑える取組	耕作放棄地の増加による鳥獣の生息地拡大

#### (5) 今後の取組方針

<p>近年、被害が多いイノシシ、ニホンザル、ニホンジカの捕獲実績は増加傾向にあるが、引き続き計画的な個体管理を行う必要があり、狩猟免許取得の際の支援などを行い、捕獲業務従事者の確保を図る。</p> <p>農林業関係組織、猟友会と一体となった被害防除の取組を推進する。</p> <p>周辺市町村との連携により、ニホンジカの駆除を実施する。</p> <p>被害発生報告から駆除許可までに要する時間短縮と個体頭数減を目的とし、ニホンザルとニホンジカを対象とした予察捕獲計画を作成し、被害抑制を計る。</p> <p>鳥獣被害対策実施隊員を中心に鳥獣被害対策の指導等を行う。</p> <p>なお、鳥獣被害対策実施隊員の体制、規模等については、6の(1)のとおり。</p> <p>近隣市町村（嶺北3ヵ町村及び高知市）との連携によるシカ連携捕獲（毎年10月）を実施する。</p> <p>町が創設したICT機器など有害鳥獣捕獲を目的とした労力軽減につながる新技術の導入に係る経費に対する補助金を活用していく。</p>
--

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

農林業者及び地域住民から鳥獣捕獲の依頼等を受け、地区毎の班が町内全域（保護区を除く）で銃器、わなによる有害鳥獣捕獲を実施する。今後、鳥獣被害対策実施隊員として一般狩猟者を任命し、著しいサル被害への初動対応等を実施する

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、ノウサギ、カラス類、ハト類、ハクビシン、タヌキ	狩猟免許の新規取得者に対する支援を行い、捕獲業務従事者の確保を図る。 講習会等に参加し捕獲技術の向上を図るとともに新規狩猟者等への技術の普及に努める。 予察捕獲の実施を行う。（ニホンザル・ニホンジカ・サル） 捕獲檻の購入支援を行い、被害防止を図る（イノシシ） ICT技術機器導入支援を行う。 捕獲檻によって、サルの捕獲をおこなう。
令和7年度	イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、ノウサギ、カラス類、ハト類、ハクビシン、タヌキ	狩猟免許の新規取得者に対する支援を行い、捕獲業務従事者の確保を図る。 講習会等に参加し捕獲技術の向上を図るとともに新規狩猟者等への技術の普及に努める。 予察捕獲の実施を行う。（ニホンザル・ニホンジカ・サル） 捕獲檻の購入支援を行い、被害防止を図る（イノシシ） ICT技術機器導入支援を行う。 捕獲檻によって、サルの捕獲をおこなう。
令和8年度	イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、ノウサギ、カラス類、ハト類、ハクビシン、タヌキ	狩猟免許の新規取得者に対する支援を行い、捕獲業務従事者の確保を図る。 講習会等に参加し捕獲技術の向上を図るとともに新規狩猟者等への技術の普及に努める。 予察捕獲の実施を行う。（ニホンザル・ニホンジカ・サル） 捕獲檻の購入支援を行い、被害防止を図る（イノシシ） ICT技術機器導入支援を行う。 捕獲檻によって、サルの捕獲をおこなう。

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

#### 捕獲計画数等の設定の考え方

近年の捕獲実績に関して、適当な数量には至っておらず、被害を及ぼす鳥獣の個体数も減少傾向ではないと思われるため、今後も計画的に捕獲を実施しなければならない。特に個体が急増したニホンジカの捕獲は積極的に実施する。

##### ① イノシシ

捕獲頭数令和2年度192頭、3年度204頭、4年度204頭となっており、電気柵の設置や有害捕獲等の対策により被害の防止に努めているが、依然として。このため、捕獲目標頭数を225頭とする。

##### ② ニホンザル

捕獲頭数令和2年度28頭、3年度18頭、4年度66頭となっており、被害地区は上津川、大河内、瀬戸、有間にかけて広範囲にわたっている。大きな群れは4グループ以上あると思われる。このため、継続して取り組むこととして捕獲目標頭数を73頭とする。

##### ③ ニホンジカ

捕獲頭数令和2年度190頭、3年度221頭、4年度260頭となっており、生息数は増加し農作物等への被害増加が深刻化している。特にスギ、ヒノキ等の造林木を食害し、樹木の販売価値を損ねている。このため、捕獲目標頭数を286頭とする。

##### ④ ノウサギ

捕獲頭数令和2年度70羽、3年度74羽、4年度42羽となっており、町内ほぼ全域に生息しており、農作物被害の内容は主に野菜類である。生息域が拡大しており、農作物被害の増加が予想される。捕獲実績により年間47羽とする。

##### ⑤ カラス類

捕獲頭数令和2年度41羽、3年度60羽、4年度105羽となっており、田植え直後の水稻苗を踏み荒らし、引き抜いたり、野菜類や果物等を食害し、家畜の餌も食害する。年々、捕獲頭数は減少傾向にあるが、捕獲頭数にもムラがあり引き続き被害を防止するため、捕獲実績により年間116羽とする。

##### ⑥ ハト類

捕獲頭数令和2年度285羽、3年度369羽、4年度471羽となっており、主に野菜類・豆類や、家畜の餌に被害を及ぼしている。農作物の生育・収穫時期に被害が多くみられ、今後も被害の増加が予想される。このため、捕獲実績により年間519羽とする。

##### ⑦ ハクビシン

捕獲頭数令和2年度82頭、3年度68頭、4年度76頭となっており、野菜類・豆類・果樹等の食害が多く発生し、被害区域は拡大傾向にあるこのため、捕獲実績により年間84頭とする。

⑧ タヌキ

捕獲頭数令和2年度231頭、3年度228頭、4年度236頭となっており、被害は年間を通して発生し、農作物への被害が集中している。生息数は町内全域に増加している。このため、捕獲実績により年間260頭とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	225	225	225
ニホンザル	73	73	73
ニホンジカ	286	286	286
ノウサギ	47	47	47
カラス類	116	116	116
ハト類	519	519	519
ハクビシン	84	84	84
タヌキ	260	260	260

捕獲等の取組内容

農林業者及び地域住民から鳥獣捕獲の依頼等を受け、地区毎の班が町内全域（保護区を除く）で銃器、わなによる有害鳥獣捕獲を実施する。今後、鳥獣被害対策実施隊員として一般狩猟者の任命を検討し、著しいサル被害への初動対応等を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

該当無し

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当無し	該当無し

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
シカ イノシシ	電気柵 10,000m	電気柵 10,000m	電気柵 10,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
シカ、イノシシ	柵の設置地区と結んだ管理における業務委託契約に基づき管理をおこなう。	柵の設置地区と結んだ管理における業務委託契約に基づき管理をおこなう。	柵の設置地区と結んだ管理における業務委託契約に基づき管理をおこなう。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

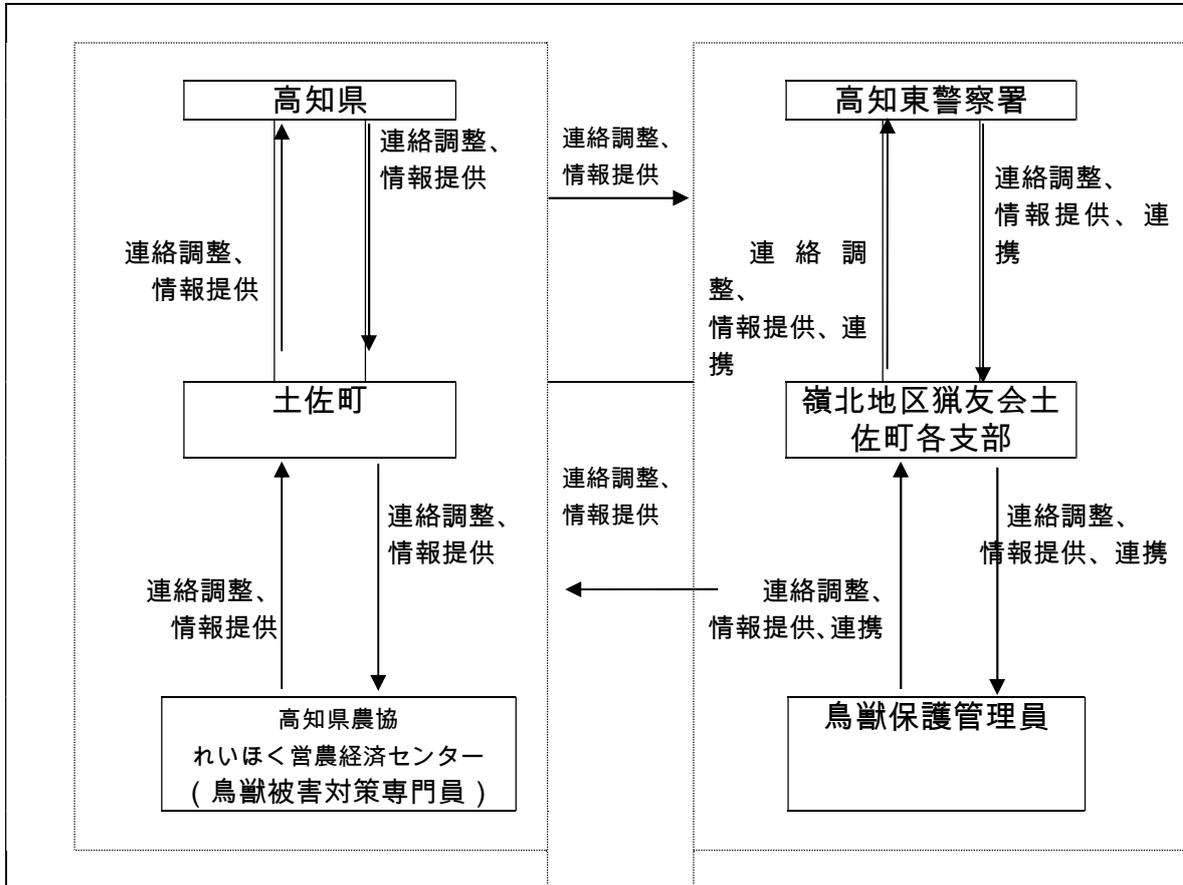
年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	シカ イノシシ サル	草刈りや耕作をするといった農地の管理を促すことで、有害鳥獣の繁殖拡大を抑える取組をおこなう。
令和7年度	シカ イノシシ サル	草刈りや耕作をするといった農地の管理を促すことで、有害鳥獣の繁殖拡大を抑える取組をおこなう。
令和8年度	シカ イノシシ サル	草刈りや耕作をするといった農地の管理を促すことで、有害鳥獣の繁殖拡大を抑える取組をおこなう。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
高知県	各関係機関との連絡・調整、情報収集・提供
土佐町役場農畜林振興課	情報収集、現地調査、関係機関との連絡調整
嶺北地区猟友会 土佐町各支部	捕獲班の調整
高知県農業協同組合	情報収集・提供
高知東警察署	周辺地域の警戒・広報
鳥獣保護管理員	情報収集・提供
鳥獣被害対策専門員	情報収集・提供

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、捕獲後速やかにかつ適切な埋却処分を行うものとする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	該当なし
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術)	該当なし

研究等)	
------	--

(2) 処理加工施設の取組

該当なし
------

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし
------

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

1) 協議会に関する事項

協議会の名称	土佐町有害鳥獣捕獲対策協議会
構成機関の名称	役割
嶺北地区猟友会 土佐町各支部	有害獣捕獲に關しての助言等を行う。
土佐町鳥獣保護管理員	野生鳥獣の生態、保護に關する助言等を行う。
被害発生地区代表者	地域の意見を集約し、協議会に反映させる。
高知県農業協同組合 れいほく営農経済センター	営農指導を通して、被害対策の技術、情報提供等を行う。
土佐町森林組合	森林管理を通して、被害対策の技術、情報提供等を行う。
高知県中央東農業振興センター (嶺北農業改良普及所)	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
高知県中央東林業事務所 (嶺北林業振興事務所)	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
土佐町	鳥獣被害防止計画の作成、協議会事務局協議会の運営

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
高知県鳥獣対策課 鳥獣被捕獲対策専門員	オブザーバーとして土佐町有害鳥獣捕獲対策協議会に参加し、有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供、その他必要な援助を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置日：平成30年4月1日
任期：令和9年3月31日まで

構成	：市町村職員 2 名 民間人 1 名（うち、対象鳥獣捕獲員 1 名）
規模	：市町村職員 2 名 民間人 1 名
実施隊が行う被害防止施策	： 集落点検見回り、対象鳥獣捕獲、追い払い、生息・被害調査、広報、啓発等 捕獲檻の設置・見回り
事務局	：土佐町農畜林振興課

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

現時点では、地元猟友会を中心として、鳥獣被害の防止活動に取り組んでいる。今後協議を重ねる中で、必要とされる事項等が生じた場合には、協力を要請する等の取組を考えている。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止対策に関して、嶺北の野生鳥獣被害に関係する町村と連携し共同で情報交換会を必要に応じて開催する。
---